

徳島県告示第五百五十一号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十四年徳島県条例第七十二号。以下「条例」という。）第十七条第一項の規定に基づき、知事指定薬物の指定の効力が失われたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

令和六年十一月十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 知事指定薬物の名称等

- 1 化学名 N・Nージエチルー二ー（二ー）「（四ーフルオロフェニル）メチル」ー五
ーニトローーHーベンゾ「d」イミダゾールーーイル」エタンーーアミ
ン（通称 Flunitazene、Fluonitazene）及びその
塩類

- 2 化学名 N・Nージエチルー二ー（二ー）「（四ーメトキシフェニル）メチル」ー
Hーベンゾ「d」イミダゾールーーイル」エタンーーアミン（通称 M
etodesnitazene、Metazene）及びその塩類
- 3 化学名 ー（ベンゾ「d」）「一・三」ジオキソールー五ーイル）ー四ーメチルー
二ー（ピロリジンーーイル）ペンタンーーオン（通称 MDーPiHP
、MDーPHiP）及びその塩類
- 4 化学名 Nー（ーアミノー三・三ージメチルーーオキソブタンー二ーイル）ー
五ーブromoーーペンチルーーHーインダゾールー三ーカルボキシアミド（
通称 ADBー、五BrーPINACA）及びその塩類

二 効力が失われた理由

- 一に掲げる知事指定薬物は、条例第二条第六号に掲げる薬物に該当するに至ったため
効力が失われた日

三 効力が失われた日

令和六年十一月十六日